

社会福祉法人京都福祉サービス協会役員等の報酬及び費用弁償規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人京都福祉サービス協会（以下「協会」という。）の評議員、理事及び監事の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として支払われるものをいう。

(3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 評議員は非常勤とし、協会の定款（以下「定款」という。）第8条で定める金額の範囲内で、報酬及び費用（以下「報酬等」という。）を支給する。

2 定款第15条第2項に規定する理事長は常勤とし、報酬等を支給する。

3 理事（理事長及び職員を除く。）及び監事は非常勤とし、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この協会の役員等の報酬等の総額は、年間700万円以内とする。

2 理事長の報酬等は、月次報酬、賞与、交通費及び旅費等とし、月次報酬の額は別記に定めるところにより、賞与の額は1年度において月次報酬の4月分を超えない範囲で職員への支給状況等を勘案して理事会で定めるところにより、交通費及び旅費等の額は職員に支給する通勤手当及び旅費に準じるところにより、それぞれ支給する。

3 評議員、理事（理事長及び職員を除く。）及び監事の報酬等の額は、評議員会、理事会、監事会及びその他これらに類する会議等に出席した場合に、別表に定めるところにより支給する。

(報酬等の支給日)

第5条 報酬等の支給方法及び支給日は、職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(委任)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成5年8月10日から施行し、同年7月30日から適用する。

附 則

この規則の施行日は、理事長が別に定める。(平成6年5月26日)

附 則

この規則は、平成6年10月19日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年5月29日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年11月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月20日から施行する。

別記 (第4条関係)

月額 381,000円

別表 (第4条関係)

種別	支給額
評議員会, 理事会等	出席1回につき10,000円 (源泉所得税 控除後)
監事会	50,000円以内